

(26) 学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 学則第35条の規定に基づく、学生の懲戒処分に関し必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(懲戒)

第2条 懲戒は、退学、停学、訓告及び校長嚴重注意とする。

2 前項の懲戒処分に至らないが不問に付することが適当で無い場合には、校長は反省を求め、注意を与えることができる。

(審議及び処分の決定)

第3条 教育上懲戒を行う必要があると認められる学生があった場合は、学生委員会において事実の確認を行ったうえで審議し、学生主事はその結果を校長へ報告する。

2 前項の規定に関わらず学寮内での学生の事項については、学寮委員会において事実の確認を行ったうえで審議し、寮務主事はその結果を校長に報告する。

3 校長は、前各項の報告を受け、懲戒に処すべきと判断した場合は、運営会議の議を経て処分を決定する。

4 校長は、前項の処分内容を当該学生及び保護者に確認させ、弁明書（別記様式）により異議申し立てや弁明の機会を与える。弁明書の提出は告知の日から7日以内とする。

5 学生主事は、懲戒の概要及び処分内容について、教員会で報告を行う。

(処分基準)

第4条 学生の懲戒処分に関する基準は、別表1のとおりとする。

2 学寮内での学生の懲戒処分に関する基準は、別表2のとおりとする。

(処分の決定)

第5条 削除

(処分の通知)

第6条 懲戒処分の通知は、校長が当該学生に対し通知書を交付するか、または口頭による方法により行う。この場合、当該学生の保護者を同席させることを原則とする。

(停学期間)

第6条の2 懲戒による停学は、長期休業期間及び土曜日、日曜日、祝日等の休業日を含む日数とすることができ、申し渡し日は校長が決定する。

2 停学期間は、学則第2条に規定する修業年限及び在学年限に算入する。

3 停学期間中の学生は、授業、定期試験、学校行事及び課外活動に参加することができない。

4 校長は、停学期間中に学生を指導することが適当であると認めた場合、出校させて指導することができる。

5 停学期間中の休学の申し出は、これを受理しないものとする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生課で行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (平成14年3月5日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月19日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月22日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月6日）

この規則は、平成17年7月6日から施行する。

附 則（令和4年1月11日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式)

年 月 日

明石工業高等専門学校長 殿

学年学科 (専攻) _____

学籍番号 _____

学生氏名 (自署) _____

保護者氏名 (自署) _____

弁 明 書

異議申し立て、 弁明の内容	
備考	

(別表1)

処 分 基 準 (目 安)

違反行為の内容	処分の内容	備考
暴力による危険行為	停学以上	
危険物(薬物含む)所持、使用	停学以上	
賭博	停学以上	
窃盗・万引き	停学7日以上	
恐喝・金銭等強要行為	停学7日以上	
交通事故(死亡事故)	無期停学以上	
交通事故(人身事故)	停学以上	
定期試験中の不正行為	停学7日	全科目0点
いじめ、人権侵害(ネット含む)	停学以上	
授業妨害	停学以上	
20歳未満の飲酒	停学以上	
学校敷地内での飲酒(年齢問わず)	停学以上	
20歳未満の喫煙	停学以上	
上記以外の違法又は迷惑行為等	校長が決定する	
(以下参考)		
無断アルバイト	学生主事注意	
無断車輛使用による登校	学生主事注意	
学校施設への無断立ち入り	学生主事嚴重注意	

*違反行為を繰り返した場合や違反行為の状況において上記基準に符合しない場合は、処分内容の軽重を学生委員会で審議する。

(別表2)

学寮における処分基準 (目 安)

違反行為の内容	処分内容	備考
暴力による危険行為	停学以上	
危険物(薬物含む)所持、使用	停学以上	
賭博	停学以上	
窃盗	停学7日以上	
恐喝・金銭等強要行為	停学7日以上	
いじめ、人権侵害	停学以上	
20歳未満の飲酒	停学以上	
学校敷地内での飲酒(年齢問わず)	停学以上	
20歳未満の喫煙	停学以上	
異性寮への立入り及び招き入れ	停学以上	
寮生以外の無断招き入れ	停学以上	
上記以外の違法又は迷惑行為等	校長が決定する	

(以下参考)

点呼後の無断外出	奉仕活動5日	
無断外泊	奉仕活動5日	
不正点呼(代返, 代返依頼)	奉仕活動5日	
車両の無断乗入れ	奉仕活動5日	
居室のカギ複製	奉仕活動5日	
他者所有物の無断使用	奉仕活動5日	
居室・共同スペースの改造	奉仕活動5日	
外泊届提出後の無断在室	奉仕活動5日	
消灯後の他寮生の睡眠妨害, 学習妨害	奉仕活動5日	
外泊届提出忘れ、点呼時不在	1回目 寮務主事注意	
	2回目 寮務主事嚴重注意	
	3回目以降 奉仕活動3日	
禁止物品の持ち込み	1回目 寮務主事注意	
	2回目 寮務主事嚴重注意	
	3回目以降 奉仕活動3日	
動物やペットの飼育	1回目 寮務主事注意	
	2回目 寮務主事嚴重注意	
	3回目以降 奉仕活動3日	
居室・共同スペースの破損・汚損	1回目 寮務主事注意	
	2回目 寮務主事嚴重注意	
	3回目以降 奉仕活動3日	

* 停学期間中は自宅に帰る。

* 奉仕活動日数の累計が20日を超えた時点で退寮勧告する。ただし、停学毎に停学日数の2倍(5日に満たない場合は5日とする)を奉仕活動日数に加算する。

* 違反行為を繰り返した場合や違反行為の状況において上記基準に符合しない場合は、処分内容の軽重を学寮委員会で審議する。